

## 下宿営業の施設基準

### 1. 換気、採光、照明、防湿及び排水設備

- (1) 換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置を講じること。
- (2) 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。



### 2. 給水設備

宿泊者の需要を満たす給水能力を有し、施設の外部から汚染されない構造であること。

### 3. 排水設備

機械排水設備を有する場合を除き、適当な勾配を設けるとともに、臭気の侵入を防止することができる排水トラップ、通気管等を設けること。

### 4. 防除設備

ねずみ、衛生害虫等の侵入を防止するため、必要に応じて設けること。

### 5. 客室（睡眠、休憩等宿泊者が利用し得る場所。客室に付属する浴室、便所、洗面所、板間、踏込み等） 客室※床の間、押入れ、共通の廊下及びこれに類する場所を除く

- (1) 宿泊者等に見えやすい場所に、客室の名称の表示がなされていること。
- (2) 客室と他の客室、廊下等は、床から天井まで達する壁、板、障子、ふすま等で区分されていること。
- (3) 寝室には、採光上有効な窓が設けられていること。
- (4) 寝室には、適切な照度を有する照明設備が設けられていること。
- (5) 客室の数は3室以上であること。
- (6) 床面積は、7m<sup>2</sup>以上であること。
- (7) 寝室は寝具1個当たり4.5m<sup>2</sup>以上の床面積を有するものであること。

### 6. 入浴設備

- (1) 近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。
- (2) 床面は、耐水材料で造り、勾配を設け、汚水が停滞せず、完全に排水できるようにすること。
- (3) 天井に適当な勾配を設ける等、天井から水滴が落下しないようにすること。
- (4) 換気上有効な機械換気設備又は窓が設けられていること。
- (5) 適切な照度を有する照明設備が設けられていること。
- (6) 便所又は洗面設備と同じ室内に設ける場合にあっては、シャワー水等の飛散を防止することができるカーテン等が設けられていること。
- (7) 入浴設備が設けられていない客室がある場合にあっては、(2)から(5)までに定めるもののほか、次に掲げる基準を満たす共同用の入浴設備が設けられていること。  
①浴槽は、汚水が流入しない構造であること。

## 6. 入浴設備（つづき）

- ②脱衣室には、衣類その他携帯品を入浴者ごとに区分して保管することができる設備が設けられていること。
  - ③脱衣室には、洗面設備が設けられていること。
- (8) 循環ろ過装置を設ける場合は、次に掲げる基準に適合すること。
- ①浴槽水がろ過器内に入る前の位置に、集毛器及び塩素系薬剤の注入口又は投入口（塩素系薬剤を使用して浴槽水の消毒を行う場合に限る。）が設けられていること。
  - ②浴槽水を循環させるための配管は、打たせ湯及びシャワーの配管と接続していないこと。
- (9) 貯湯槽を設ける場合は、加温装置を設け、かつ、貯湯槽内の湯の温度を通常の使用状態において摂氏60度以上にすること。ただし、これにより難い場合にあっては、消毒設備を設け、かつ、貯湯槽内の湯の消毒を行うこと。

## 7. 洗面設備

- (1) 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
- (2) 洗面器は不浸透性材料で造られており、かつ、流水受槽式であること。
- (3) 洗面設備が設けられていない客室がある場合にあっては、宿泊者の利用しやすい場所に適当な数の給水栓を有する共同用の洗面設備が設けられていること。

## 8. 便所

- (1) 適当な数の便所を有すること。
- (2) 流水式手洗設備が設けられていること。
- (3) 換氣上有効な機械換気設備又は有効な窓が設けられていること。
- (4) 適切な照度を有する照明設備が設けられていること。
- (5) 便所が設けられていない客室がある場合にあっては、宿泊者の利用しやすい場所に適当な数の便器を有する共同用の便所が設けられていること。

## 9. 調理室及び炊事場

調理室及び炊事場を設ける場合は、次に掲げる基準を満たすこと。

- (1) 宿泊者に食事を提供する場合にあっては、次に定める基準を満たす調理室を設けること。
  - ①宿泊者の定員に応じた広さを有すること。
  - ②換氣上有効な機械換気設備を設けること。
- (2) 宿泊者に食事を提供しない場合にあっては、宿泊者の定員に応じた広さの炊事場を設けること。